

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、建築士事務所の登録の取消しに係る処分を行ったので、法第 26 条第 4 項において準用する法第 10 条第 5 項の規定により次のとおり公告する。

平成 24 年 3 月 9 日

佐賀県知事 古 川 康

1 監督処分をした年月日

平成 24 年 2 月 27 日

2 監督処分を受けた建築士事務所の名称等

(1) 名称

コムハウス株式会社

(2) 所在地

佐賀市大和町大字尼寺 2637 番地 1

(3) 開設者の名称及びその代表者の氏名

コムハウス株式会社 代表取締役 荒木 賢太郎

(4) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

二級建築士事務所

(5) 登録番号

佐賀県知事登録第 1627 号

3 監督処分の内容

建築士事務所の登録の取消し

4 監督処分の原因となった事実

平成 22 年 2 月 28 日に株主総会の決議により解散し、及び同年 3 月 4 日に解散の登記を行った事実が判明したが、法第 23 条の 7 の規定による届出がなされなかった。

このことは、法第 26 条第 1 項第 3 号に該当する。